

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：弥栄建設株式会社
(法人番号8130001034968)
業者の住所：京都府南丹市園部町城南町安岡1-1
- 2 指名停止措置期間：令和3年4月16日から
令和3年7月15日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：弥栄建設株式会社の代表取締役は、南丹市が令和元年12月に発注した「船岡浄水場」の水源地の整備工事の入札をめぐり、同市職員が弥栄建設株式会社に非公表の工事費などを漏らして落札させた官製談合防止法違反の疑いで逮捕された件に関して、令和3年2月12日、公契約関係競売等妨害の疑いで逮捕された。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第10号（競売入札妨害又は談合）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第10号「抜粋」

措置要件	期間
(競売入札妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員と締結した工事請負契約等に関し、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から <u>3月以上12月以内</u>